

石岡市立小中学校「ラーケーションの日」実施要項

令和7年4月

石岡市教育委員会学校教育課

1 「ラーケーションの日」とは

児童生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動等を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

2 「ラーケーションの日」の内容

年5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

3 「ラーケーションの日」の実施対象

石岡市立小、中学校の児童生徒

4 実施時期

令和7年4月から実施

5 申請方法

- ・保護者が原則1週間前までに「ラーケーションカード」（別紙2）に必要事項を記入し、学校に申請する。申請フォームは、紙媒体以外に学校から指定された方法（アプリやメール等）も可とする。
- ・保護者等又は児童生徒からの学校への計画書及び報告書等の提出は、原則不要とする。

6 その他

(1) 取得前

- ・各校は、「パンフレット」（別紙1）及び「ラーケーションカード」（別紙2）を活用し、児童生徒及び保護者に制度について周知する。
- ・各校は、定期テストや学校行事など、「ラーケーション」を設定することができない日（期間）を決定し、保護者及び児童生徒に通知する。

(2) 取得

- ・出席簿は、「出席停止・忌引等」とする。

(3) 取得後

- ・学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- ・指導要録及び調査書における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。

(4) 「ラーケーションの日」を取ることができない日

- ・式典・・・・・・・・・・・・・入学式、始業式、終業式、卒業式
- ・学校行事及び学年行事等・・・・・・修学旅行、遠足、運動会、体育祭等
- ・テスト等・・・・・・・・・・・・・定期考査（中間テスト、期末テスト）、全国学力学習状況調査、学力診断のためのテスト等
- ・その他・・・・・・各学校で定めた日